

◇枚方市子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月）

※留守家庭児童会室事業について抜粋

5-（2）放課後児童対策の充実

①放課後児童の安全確保・指導の充実

保護者の就労等により保育を必要とする小学生児童の放課後の安全確保と、遊びや集団生活の中で協調性や社会性を養えるよう、小学4年生までを対象に、全小学校において実施している留守家庭児童会室事業について、職員や施設などの新たな基準を設けて質の向上を図るとともに、対象学年を平成29年度から5年生まで、平成30年度から6年生までと段階的に拡大するなど事業の充実に向け取り組みを進めます。また、これらに伴う保育の量的拡大と基準に則った運営を行うため、余裕教室の活用を含め施設整備を計画的に進めます。

さらに、三季休業中における保育時間の拡大など、利便性の向上を図ります。

②保育料の軽減・施設の有効活用

子どもの就学前・就学後を通した保護者への継続した就労支援を図る観点から、当面の間、保育所保育料との均衡を考慮し、保育料の軽減を図ります。

また、閉園される公立幼稚園を留守家庭児童会室として、施設の有効活用に取り組みます。

③留守家庭児童会室事業と放課後自習教室の一体的な実施の推進

小学校は放課後も児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、児童の健やかな成長のため、留守家庭児童会室事業と放課後自習教室事業が連携して一体的に取り組むことが重要です。

国の放課後子ども総合プラン※に基づき、放課後の活動について運営委員会等において情報共有や意見交換を行いながら、連携した取り組みの充実に努めます。

放課後子ども総合プランにおける一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室

全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの

【主な取り組み】

- ★放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会室事業）（再掲）
- 留守家庭児童会室の保育料軽減・施設の有効活用
- 放課後自習教室事業（再掲）

3. 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会室事業）

保育を必要とする児童の豊かで安全な放課後生活を確保するために全小学校で実施している事業

○量の見込みの考え方

- ①本市の留守家庭児童会室事業の実績に対し、将来の児童人口推計とニーズ調査を基にした算出結果（5,583 人日（平成 27 年度））は、利用意向が大きく反映される傾向にあると考え、実際に本事業を利用している保護者を対象とした「枚方市子ども・子育て支援事業計画策定ニーズ調査（小学生調査）」を基に、以下の条件を加えて算出した結果を量の見込みとします。
- ②本市の留守家庭児童会室事業は現在小学4年生までを対象としていますが、平成 27 年度以降は児童福祉法の改正により全学年が対象となるため、量の見込みについては全学年を対象とします。
- ③留守家庭児童会室事業は、保育との関係が強く、さらに保育より概ね1年遅れて需要に影響が及ぶと考えられることから、量の見込みが最も多い平成 27 年度の量の見込みが、平成 30 年度まで継続するものとします。

<市の考え方による量の見込み及び確保方策>

	第1年度（H27年度）	第2年度（H28年度）	第3年度（H29年度）	第4年度（H30年度）	第5年度（H31年度）
量の見込み（人）	合計 3,810 低学年 2,591 高学年 1,219	合計 3,766 低学年 2,563 高学年 1,203			
確保方策（人）	3,319	3,323	3,596	3,810	3,766

○確保方策の考え方としては、対象学年を段階的に拡大することとし、H29 年度から5年生まで、H30 年度から6年生までを対象として、量の見込みを確保します。

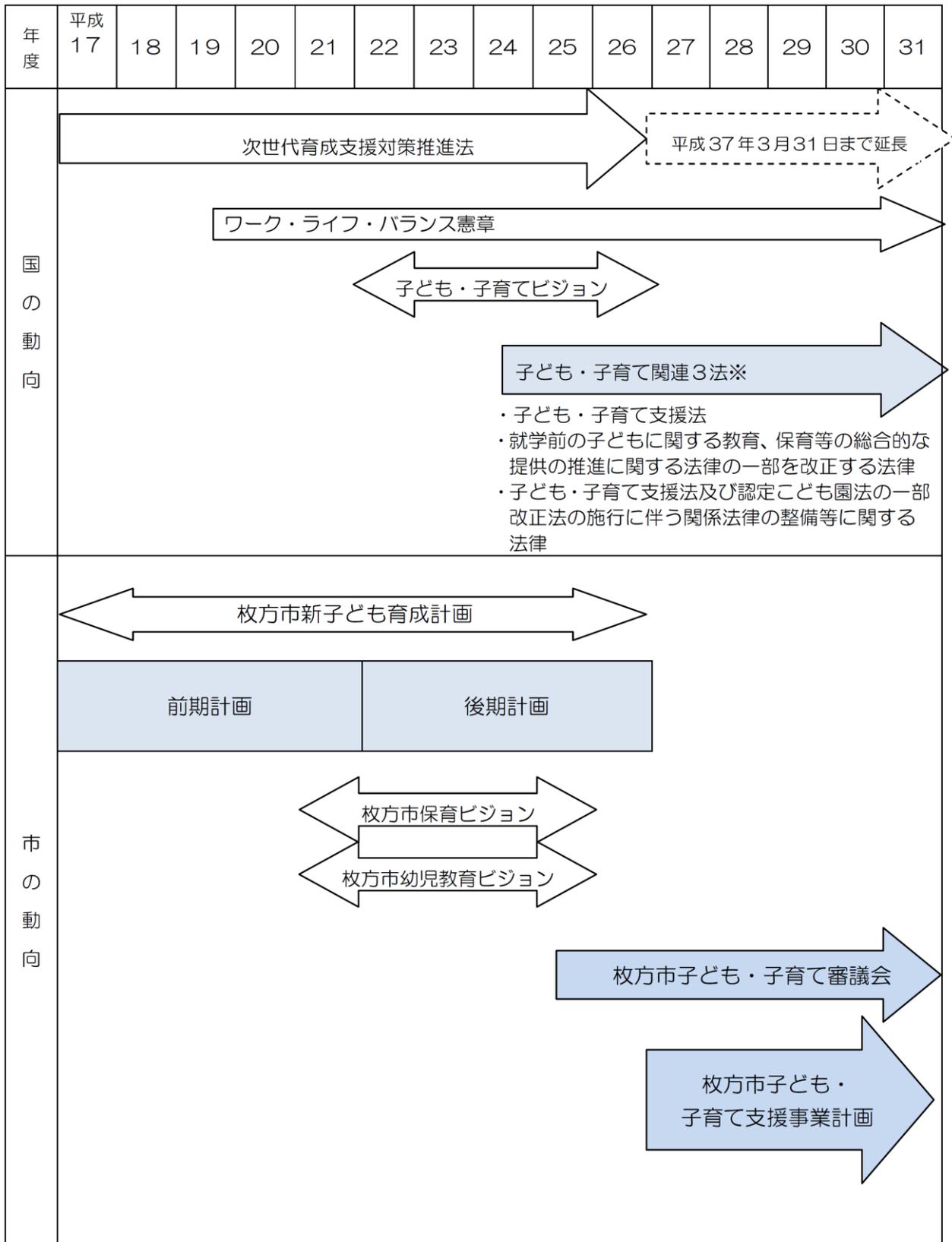
<参考：留守家庭児童会室事業の利用実績>

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
延べ利用者数（人）	3,221	3,070	3,123	3,028	3,109

放課後子ども総合プラン（一体型の放課後児童クラブ（留守家庭児童会室事業）及び放課後子供教室（放課後自習教室事業））

本市では、同一の小学校内等で留守家庭児童会室事業と放課後自習教室事業が連携しながら 45 か所（全小学校）で実施しており、今後もその充実に向け、取り組みを進めていきます。

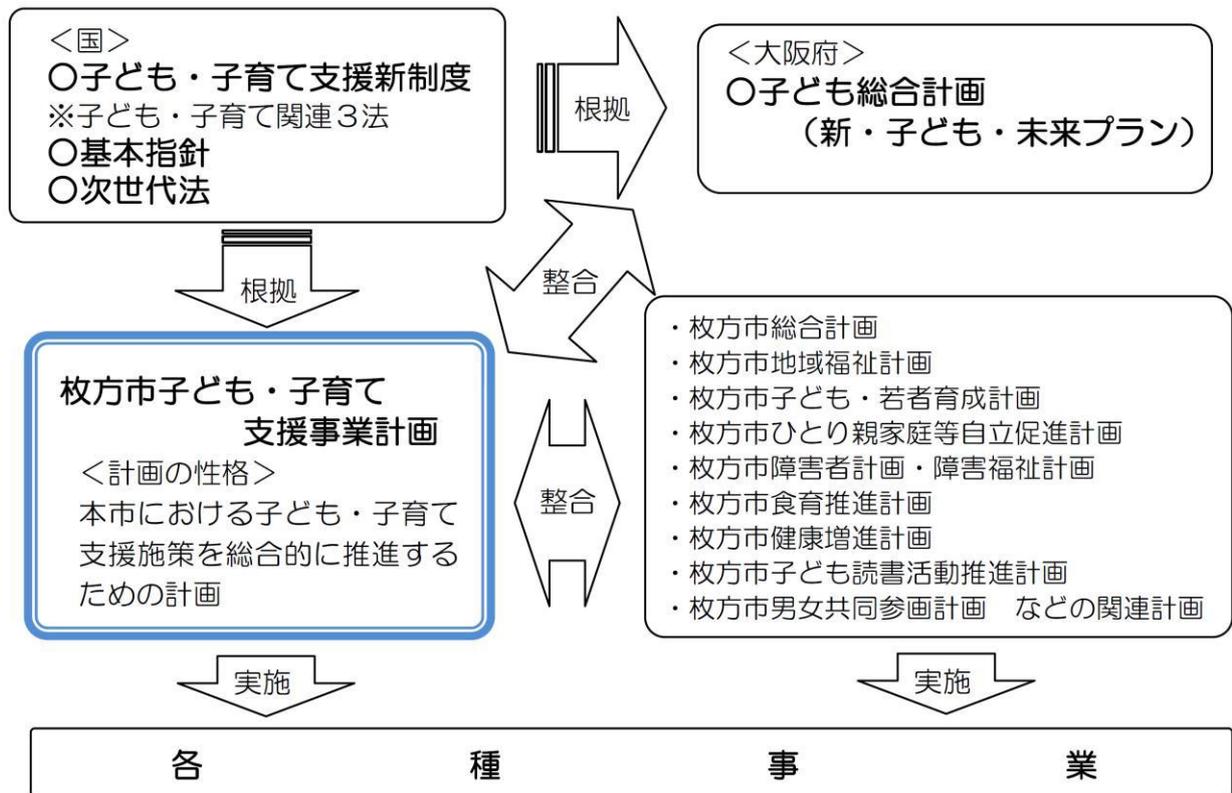
●関係法令等と子ども・子育て支援に係る各種計画等の関連図



2 計画の性格

本計画は、後期計画を引き継ぎ、おおむね 18 歳未満のすべての子どもとその家庭、地域、事業者、行政などを対象とし、新法や国の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）、次世代法に基づき、子ども・子育て支援施策を総合的に推進する計画として策定します。

さらに、基本指針に基づき、大阪府が策定する「子ども総合計画（新・子ども・未来プラン）」や「枚方市総合計画」などの関連する他の計画との整合を図り、子ども・子育て支援施策や各種事業を実施します。



参考1 ◆子ども・子育て支援法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

参考2 ◆基本指針における子ども・子育て支援の意義（概略）

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とします。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す必要があります。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化しています。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていく必要があります。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他なりません。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要であります。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要であります。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要であります。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要であります。

3 計画の期間

本計画の計画期間については、新法において5年間と定められているため、平成27年度から平成31年度までの5年間を第1期とします。

なお、基本指針に基づき、本計画の達成状況の点検及び評価を毎年実施するとともに、計画期間の中間年となる平成29年度を目安として、必要な場合には、本計画の見直しを行います。

年 度	平成 27	28	29	30	31
枚方市 子ども・子育て支援 事業計画	第1期計画 (計画期間：5年間)				
	※必要な場合は、計画の見直しを実施				

4 ニーズ調査等からみた子どもの状況と子育て家庭の実態

※表・グラフ中のNは、質問に対する回答者数で、100%が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数です。

（1）小学生の日常生活

①平日放課後および土曜日、休日の日常的な過ごし方

平日放課後の日常的な過ごし方をみると、14時～16時では「学校にいる（授業、遊び、放課後自習教室）」が72.7%で最も多く、16時～18時になると「家や公園などで友達と過ごす」が41.6%で最も多く、次いで「学習塾や習い事」が20.0%、「留守家庭児童会室で過ごす」が9.5%などとなっています。

18時～20時及び20時以降では、ともに「保護者や祖父母等家族親族等（大人）と過ごす」が最も多く、次いで「きょうだい等家族親族等（子ども）と過ごす」などとなっています。

土曜日や休日の日常的な過ごし方をみると、「保護者や祖父母等家族親族等（大人）と過ごす」が47.5%、62.3%でともに最も多く、次いで「きょうだい等家族親族等（子ども）と過ごす」が16.6%、17.1%、「家や公園などで友達と過ごす」が11.2%、6.5%などとなっています。

平日放課後の日常的な過ごし方(N=1138)

	1位	2位	3位
14時～16時	学校にいる（授業、遊び、放課後自習教室） 72.7%	家や公園などで友達と過ごす 7.4%	留守家庭児童会室で過ごす 6.3%
16時～18時	家や公園などで友達と過ごす 41.6%	学習塾や習い事 20.0%	留守家庭児童会室で過ごす 9.5%
18時～20時	保護者や祖父母等家族親族等（大人）と過ごす 54.6%	きょうだい等家族親族等（子ども）と過ごす 18.8%	家で勉強する 10.5%
20時以降	保護者や祖父母等家族親族等（大人）と過ごす 71.7%	きょうだい等家族親族等（子ども）と過ごす 17.1%	家で勉強する 3.3%

土曜日・休日の日常的な過ごし方(N=1138)

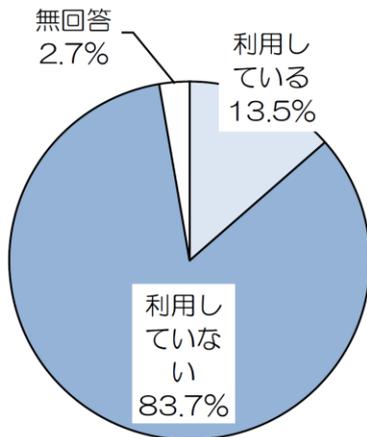
	1位	2位	3位	4位
土曜日	保護者や祖父母等家族親族等（大人）と過ごす 47.5%	きょうだい等家族親族等（子ども）と過ごす 16.6%	家や公園などで友達と過ごす 11.2%	学習塾や習い事 8.6%
休日	保護者や祖父母等家族親族等（大人）と過ごす 62.3%	きょうだい等家族親族等（子ども）と過ごす 17.1%	家や公園などで友達と過ごす 6.5%	クラブ活動や地域活動（子ども会活動、スポーツ活動） 6.1%

（6）留守家庭児童会室の利用について（小学生保護者）

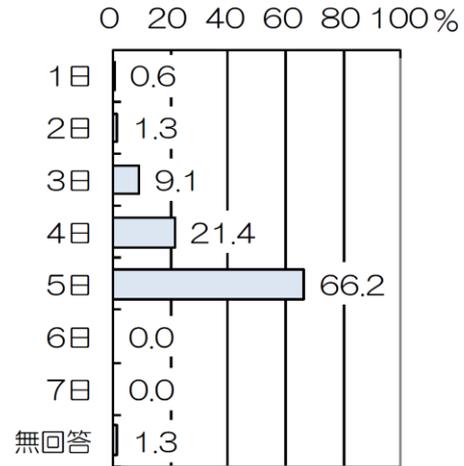
①留守家庭児童会室の利用

平日に、現在、留守家庭児童会室を「利用している」が 13.5%、「利用していない」が 83.7%となっています。留守家庭児童会室を利用しているのは 1 週間当たり「5日」が 66.2%で最も多く、次いで「4日」が 21.4%、「3日」が 9.1%などとなっています。

留守家庭児童会室の利用状況（N=1138）



1 週間当たりの利用日数(N=154)



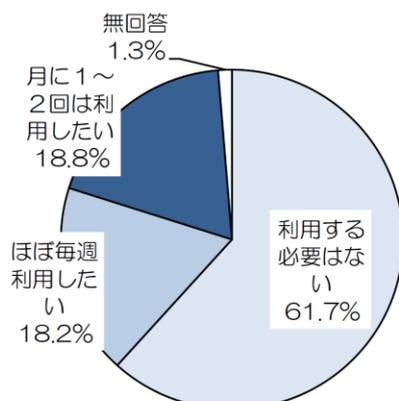
資料：小学生調査

②留守家庭児童会室の土日祝日の利用希望

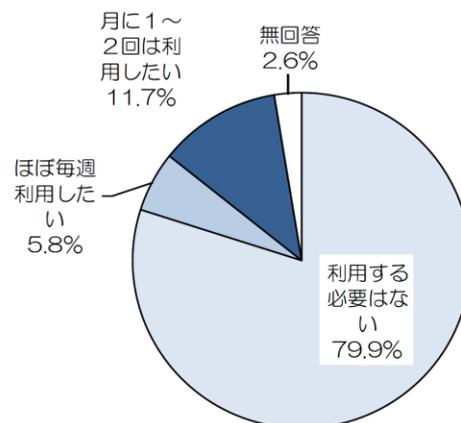
留守家庭児童会室を利用している方の土曜日の利用希望は「利用する必要はない」が 61.7%で「月に1～2回は利用したい」が 18.8%、「ほぼ毎週利用したい」が 18.2%となっています。

留守家庭児童会室の日曜日・祝日の利用希望は「利用する必要はない」が 79.9%で「月に1～2回は利用したい」が 11.7%、「ほぼ毎週利用したい」が 5.8%となっています。

留守家庭児童会室の土曜日の利用希望(N=154)



留守家庭児童会室の日曜日・祝日の利用希望（N=154）



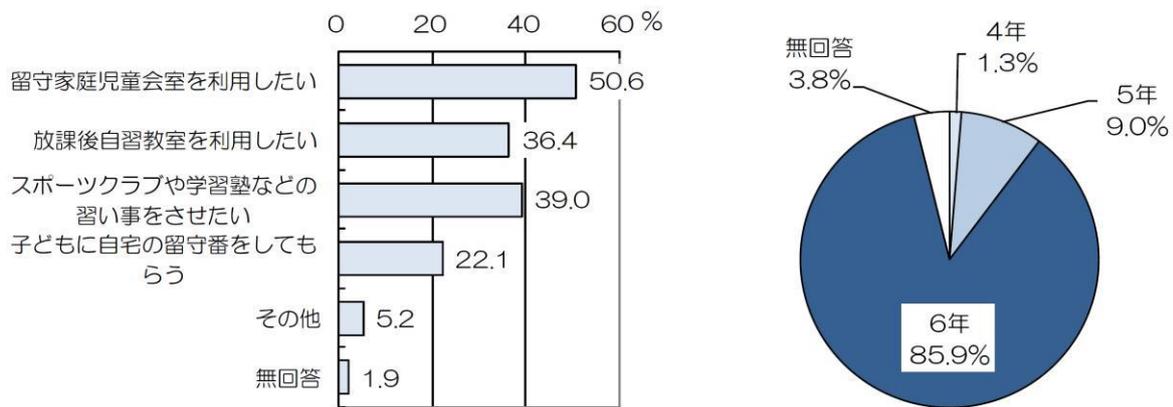
資料：小学生調査

③小学 5 年生以降の放課後の過ごし方

留守家庭児童会室を利用している方の希望する小学 5 年生以降の放課後の過ごし方については、「留守家庭児童会室を利用したい」が 50.6%で最も多く、次いで「スポーツクラブや学習塾などの習い事をさせたい」が 39.0%、「放課後自習教室を利用したい」が 36.4%、「子どもに自宅の留守番をしてもらおう」が 22.1%などとなっています。

「留守家庭児童会室を利用したい」と答えた方が何年生まで利用したいかについては、「6 年生」までが 85.9%で最も多く、「5 年生」までが 9.0%などとなっています。

小学 5 年生以降の放課後の過ごし方 (N=154、複数回答) 留守家庭児童会室を何年生まで利用したいか (N=78)

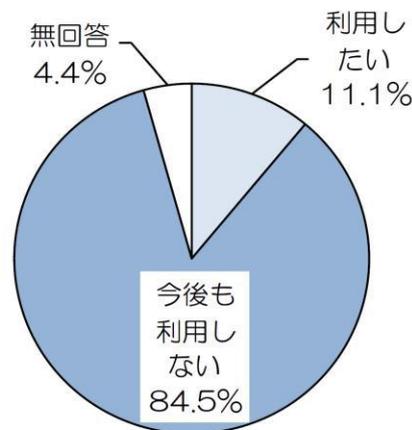


資料：小学生調査

④留守家庭児童会室を利用していない方の今後の利用希望

平日に、現在、留守家庭児童会室を利用していない方については、「今後も利用しない」が 84.5%、「利用したい」が 11.1%となっています。

留守家庭児童会室の今後の利用希望 (N=953)



資料：小学生調査

枚方市子ども・子育て支援事業計画概要版

1. 計画策定の趣旨

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定されました。平成27年度から『子ども・子育て支援新制度』に移行します。

対応

- 「枚方市子ども・子育て支援事業計画」は、枚方市新子ども育成計画（後期計画）を引き継ぐとともに、新制度の目的や意義を踏まえ、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。
- 計画期間は平成27年度から平成31年度までの5年間とします。
- 次世代育成支援対策推進法が10年延長されたことに伴い、本計画を市町村行動計画として位置付けます。

2. 現状と課題

①子どもと子育て家庭を取り巻く環境変化

- 少子・高齢化・核家族化の進行、出生数・出生率の低下
- 女性（25～39歳）の就業率の増加
- 保育所の待機児童の発生
- 延長保育、一時預かり、ショートステイの利用増
- 家庭児童相談件数の増加（虐待、友達関係等）

②後期計画の進捗状況の把握と評価

- 後期計画の評価（継続・推進等の取り組みが9割以上）
- 土曜日の居場所づくり、子どもたちの自主的な文化活動の促進
- 保育所（園）の老朽化対策、幼稚園教育の充実、基礎学力の向上
- 妊産婦の健康診査受診や乳幼児への予防接種の促進、未熟児等の保健事業の推進、地域子育て支援拠点や一時預かり事業の拡大等
- 留守家庭児童会室における受け入れ体制整備
- 保育所の待機児童の解消
- 虐待やいじめの防止、体罰の根絶、ひきこもりや不登校等への相談

③新制度への対応

- 質の高い、幼児期の教育・保育の総合的な提供
- 保育の量的拡大・確保（新たに幼保連携型認定こども園の普及や小規模保育事業の実施など）
- 地域における子ども・子育て支援の充実（一時預かり事業や放課後児童健全育成事業の拡大など）

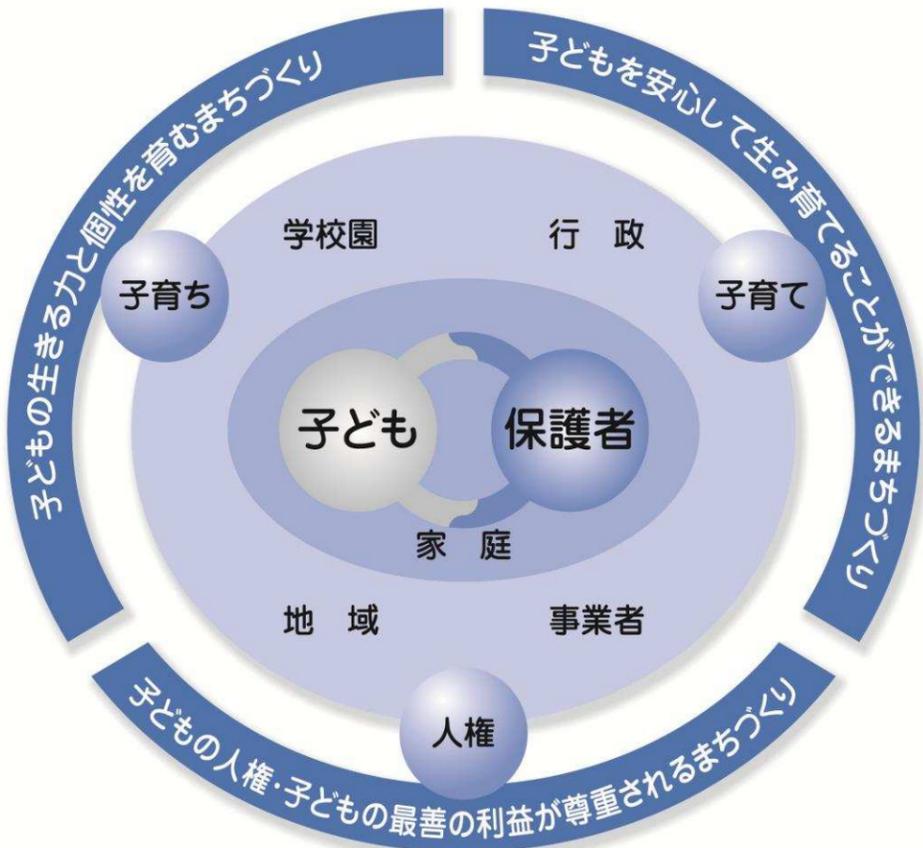
④ニーズ調査の結果

- 就学前児童の母親の就労は約50%、小学生は約60%
- 子育てを楽しんでいると感じる71.3%、つらいと感じる1.8%、どちらでもない23.7%
- 幼稚園におけるほぼ毎日の預かり保育利用の割合は12.3%
- 留守家庭児童会室を利用している方の小学5年生以降の利用希望は、児童が高学年になるにつれて低い傾向にある

3. 計画の基本理念

少子化や核家族化の進行、家庭と地域とのつながりの希薄化など社会状況の変化に伴い、子どもや家庭をとりまく環境が大きく変化している中で、一人ひとりの子どもが等しく笑顔でいきいきと健やかに育ち、保護者が安心して子育てができるよう『子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方』の実現を目指します。

子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方



4. 施策目標と推進方向

施策目標1 子どもの生きる力を育む環境の整備

- (1) 幼児期の教育・保育の質の向上
- (2) 小学校教育への円滑な接続の推進
- (3) 豊かな心の育成の推進
- (4) 確かな学力と健やかな身体を育む環境の充実・向上
- (5) 食育の推進
- (6) 障害のある子どもへの支援の充実

施策目標2 子どもの個性や創造性を育む環境の整備

- (1) 子どもの居場所づくりの推進
- (2) 子どものスポーツ活動の推進
- (3) 子どもの文化芸術活動の支援
- (4) 子どもの国内外交流の推進
- (5) 子どもの社会的活動の推進
- (6) 子どもに身近な自然環境の保全と環境教育の推進

施策目標3 子育て家庭にやさしい安全・安心なまちづくりの推進

- (1) 母子の健康づくりへの支援
- (2) 子どもへの医療対策の充実
- (3) 子育てに対する経済的支援
- (4) ひとり親家庭の自立支援
- (5) 安全・安心に子育てできる生活環境の整備

施策目標4 地域における子育ての相談・支援

- (1) 子育てに対する相談体制の充実
- (2) 子育てに対する支援体制の充実
- (3) 子育てに関する適切な情報提供の推進
- (4) 子育て中の社会参加支援

施策目標5 子育てと仕事の両立支援

- (1) 多様な保育サービスの充実
- (2) 放課後児童対策の充実
- (3) 男女共同子育ての推進

施策目標6 子どもの人権擁護の推進

- (1) 人権教育の推進
- (2) 子どもへの虐待のないまちづくりの推進
- (3) いじめ・不登校などへの対応
- (4) 子どもを取り巻く有害環境対策などの推進

5. 目標事業量

量の見込みと確保方策を示しています。なお、量の見込みと確保方策が異なる場合のみ、()で確保方策を示しています。

		第1年度 (H27年度)	第2年度 (H28年度)	第3年度 (H29年度)	第4年度 (H30年度)	第5年度 (H31年度)
①教育・保育 (人)	1号	6,121 (7,127)	5,848 (7,127)	5,576 (7,127)	5,417 (7,127)	5,296 (7,127)
	2号※	4,276 (4,332)	4,276 (4,452)	4,276 (4,452)	4,163 (4,464)	4,051 (4,464)
	3号	3,149 (3,022)	3,149 (3,156)	3,149 (3,156)	3,041 (3,164)	2,934 (3,164)
②時間外保育事業(人)		2,307	2,307	2,307	2,238	2,169
③放課後児童健全育成事業(人)		3,810 (3,319)	3,810 (3,323)	3,810 (3,596)	3,810 (3,810)	3,766 (3,766)
④子育て短期支援事業(人日)	ショートステイ	910	940	980	1,010	1,050
	トワイライトステイ	50	50	50	50	50
⑤一時預かり事業(人日)	幼稚園	161,537	157,296	153,071	148,844	145,225
	上記以外	26,353 (54,900)	25,450 (54,900)	24,555 (54,900)	23,644 (54,900)	23,178 (54,900)
⑥地域子育て支援拠点事業(人日、か所)		76,700 13	76,700 13	76,700 13	76,700 13	81,200 16
⑦病児保育事業(医療機関併設型)(人日)		3,450 (6,900)	3,450 (6,900)	3,450 (6,900)	3,350 (6,900)	3,260 (6,900)
⑧子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(人日)		2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
⑨利用者支援に関する事業(か所)		1	1	1	1	1
⑩妊婦健康診査事業(回、か所(市内受診施設数))		38,000 13	36,700 13	35,400 13	34,100 13	33,400 13
⑪乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業等(人、訪問員数(人))		3,055 50	2,950 50	2,846 50	2,741 50	2,688 50

補足説明 1号：3～5歳児で保育の必要性なし、2号：3～5歳児で保育の必要性あり（※共働きの場合は幼稚園利用の場合を含む）、3号：0～2歳児で保育の必要性あり